くうしの安心情報 情報ファイル NO.111

平成 23 年 10 月 14 日

中学生の娘が携帯のゲームサイトに個人情報を登録した ら、他のサイトから商品当選メールが届き、ダイエット 食品を購入したようだ。解約できるか?

被害内容

【相談者 50代 男性】

中学生の娘が携帯でポイントをもらえるゲームサイトに個人情報を登録。

その後、他のサイトから当選メールが届き、「1万円の商品が1千円で購入できる。

500人に1人しか当選しない。」との内容を信じ購入申込みをし、商品代等2300

円を代引きで払ったようだ。解約したいが、どうすればよいか...。

対処方法

未成年者が契約を行う場合には、法定代理人(親など)の同意が必要です。 同意を得ないで行った契約は取り消すことができますが、未成年者が小遣い として渡されている範囲で行った契約や、相手をだまして行った契約などは取り 消すことができません。

- ・事例では、契約金額が少額であり、未成年者契約の取り消しができない可能性があります。
- ・相談者には、娘が契約した経緯を事業者に説明し、解約交渉するよう助言しました。
- ・未成年者が携帯電話等で不審なサイトにアクセスし、トラブルに巻き込まれる 事例が多発しているので、フィルタリングやメールアドレスの変更などの措置を 講じることが大切です。
- ・万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費 生活センターにご相談下さい。



発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は...TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) FAX: 076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融·多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890